

○東京藝術大学芸術情報センター業務実施委員会細則

〔平成20年3月7日〕
制 定

改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京藝術大学芸術情報センター規則第8条第2項の規定に基づき、東京藝術大学芸術情報センター業務実施委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、芸術情報センター（以下「センター」という。）の業務を円滑に実施するため、次の各項各号に掲げる事項を審議し決定する。

2 芸術情報教育・創作に関すること。

- (1) 芸術情報教育に関し、企画、調査、開発、実施に関すること。
- (2) 芸術情報システム利用による教育方法の開発及び改善の支援に関すること。
- (3) 教材の受入れ及びその提供に関すること。
- (4) 本学の学生、役員及び職員の芸術情報システムの利用に必要な知識の習得及び技術向上のための支援に関すること。
- (5) 芸術情報に関する公開講座等の企画、実施に関すること。
- (6) その他芸術情報教育・創作に必要と認める事項。

3 芸術情報研究・開発に関すること。

- (1) 芸術情報のデジタルデータ化技術研究、開発に関すること。
- (2) 実技授業のコンテンツ化の手法と公開システムの構築に関すること。
- (3) コンピュータやネットワークを対象とする他部局ではなし得ない新たな技術表現に関すること。
- (4) 産学連携共同研究とそのコーディネートに関すること。
- (5) その他芸術情報研究・開発に必要と認める事項。

4 芸術情報運用に関すること。

- (1) 芸術情報システムの運用、管理に関すること。
- (2) 芸術情報システムの整備に関すること。
- (3) 本学が所蔵する芸術情報資料の総合的なアーカイブの構築、運用に関すること。
- (4) 芸術情報教育、芸術情報研究及び事務処理システムの技術的支援に関すること。
- (5) その他本学の情報化に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、センター長及び次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター専任教員
- (2) 各学部から選出された芸術情報センター運営委員会委員 各3人
- (3) 映像研究科から選出された芸術情報センター運営委員会委員 1人
- (4) 附属図書館、大学美術館及び演奏芸術センターから選出された芸術情報センター運営委員会委員 各1人

(5) センター長の推薦に基づき学長が指名する者 若干人

2 前項第2号から第5号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項2号から5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の者に欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学芸術情報センター業務部門細則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。